

# 平成26年度鎌ケ谷市政評価報告書

## 1 はじめに

鎌ケ谷市では、平成18年5月に「鎌ケ谷市行政評価実施要綱」（以下「要綱」という。）を制定し、平成18年度から事務事業評価、平成19年度から施策評価、平成20年度から政策評価を実施し、結果を公表してまいりました。（事務事業評価については、平成15年度から平成17年度まで3ヵ年、試行）

政策評価は、要綱第5条第1号で「鎌ケ谷市総合基本計画の策定に関する規程（昭和58年鎌ケ谷市訓令第21号）第6条に規定する実施計画（以下「実施計画」という。）を策定する時点で、策定しようとする実施計画期間に対し」実施すると規定しており、平成26年度は「後期基本計画第3次実施計画」を策定する年度であることから、この規定に基づき評価を行いました。

本報告書は、この政策評価について、概要をとりまとめたものです。

なお、平成25年度には、「市民にわかりやすい評価」等の基本的な考え方に基づき、行政評価制度全般に関して見直しを行い、平成26年度からは新様式による評価の実施等を行っております。

## 表 行政評価実施経緯

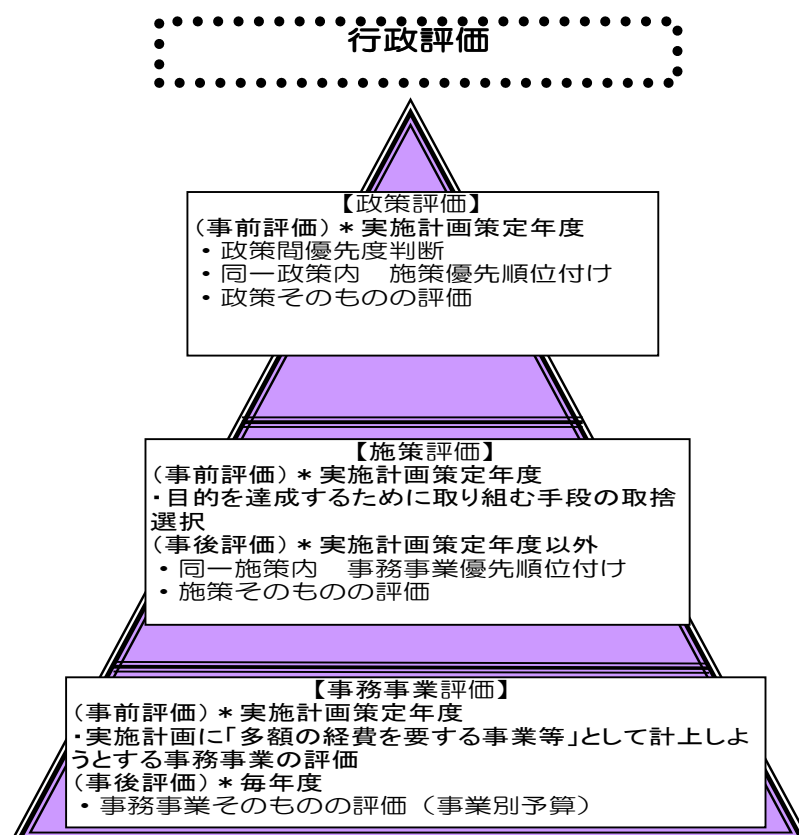
年 度	内 容
13	・「鎌ケ谷市地方分権戦略プラン」策定 （重点推進テーマとして行政評価を位置付け）
14	・調査研究
15	・試行①；平成14年度事務事業の事後評価を実施
16	・試行②；平成15年度事務事業の事後評価を実施 （庁内公表） 第3次実施計画策定時に事前評価を実施
17	・試行③；平成16年度事務事業の事後評価を実施 （庁内公表）
18	・要綱制定 ・平成17年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・第4次実施計画策定時に事前評価を実施
19	・平成18年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成18年度施策の事後評価を実施（公表）
20	・平成19年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成19年度施策の事後評価を実施（公表） ・平成19年度政策の事後評価を実施（公表） ・第4次実施計画（補正版）策定時に事前評価を実施
21	・平成20年度事務事業の事後評価を実施（公表） ・平成20年度施策の事後評価を実施（公表） （政策評価は前年度評価結果を踏襲）

2 2	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 21 年度事務事業の事後評価を実施（公表）</li> <li>後期基本計画第 1 次実施計画策定時に事前評価を実施（政策評価・施策評価・事務事業評価）（実施計画の策定過程で公表）</li> </ul>
2 3	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 22 年度事務事業の事後評価を実施（公表）</li> <li>平成 21 及び 22 年度施策の事業評価を実施（公表）</li> <li>平成 23 年度鎌ヶ谷市事業仕分け実施（公開）</li> <li>平成 24 年度当初予算編成に伴う「個別事業の対応方針」（公表）</li> </ul>
2 4	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 23 年度事務事業の事後評価を実施（公表）</li> <li>後期基本計画第 2 次実施計画策定時に事前評価を実施（政策評価・施策評価・事務事業評価）（実施計画の策定過程で公表）</li> </ul>
2 5	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成 24 年度事務事業の事後評価を実施（公表）</li> <li>平成 23 及び 24 年度施策の事後評価を実施（公表）</li> <li>「行政評価制度の見直しに関する基本方針」に基づく制度の見直し</li> </ul>

## 2 行政評価の目的

鎌ヶ谷市の行政評価の目的は、「効果的かつ効率的な市政の推進に資すること」及び「市民に対する説明責任を全うすること」の 2 つを掲げております。（要綱第 1 条）

行政評価は、「政策評価」「施策評価」「事務事業評価」の 3 層構造となっており、その概要は次のとおりです。



### 3 平成26年度政策評価の目的

要綱第1条の目的を受け、今年度の政策評価は、次の3点の目的を設定しました。

- ①政策そのものについて評価を行う
- ②同一政策内施策の優先度判断を行う
- ③政策評価結果を「後期基本計画第3次実施計画」の策定、平成27年度当初予算編成等に反映させる

※「政策評価の実施に関する要領 第3(2)」に規定する「政策間優先度評価」は、「後期基本計画」策定時に実施し、4つの重点政策を決定しているため、今年度は実施しません。

### 4 評価対象

全11政策

「鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想」(平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決)に示された「施策の基本方向」を構成する政策すべて。(次表のとおり)

表

**政策一覧**

政策番号	政策	政策番号	政策
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	23	安全に暮らせる社会システムをつくります
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	31	魅力あふれるまちづくりを進めます
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります	32	都市活動を支える交通網整備を進めます
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	33	活力ある産業を育成します
21	人と自然にやさしい地域社会をつくります	41	計画の実現のために
22	快適な暮らしの環境をつくります		

### 5 評価方法

政策ごとに各部長の中から「政策担当マネジャー」を定め、「鎌ヶ谷市政策評価表」により、政策担当マネジャーが評価表(案)を作成しました。評価表(案)は政策会議で議論し、これを踏まえて市長が評価表を確定しました。

## 6 同一政策内施策の優先度判断に関する補足

今回の同一政策内施策の優先度判断は、以下の視点で実施しております。

- ①「鎌ヶ谷市総合基本計画 基本構想」（平成12年9月28日鎌ヶ谷市議会議決）に示された「施策の基本方向」に基づき、すべての施策をいずれかの政策に位置づけ、その政策内に位置づけられた施策間で優先度判断をしております。
- ②総合評価については、施策全体を総合的に判断し、「特に重点化する施策」を1つ選定しております。したがって、「特に重点化する施策」以外の施策が自動的に「必要のない施策」ということにはなりません。

## 7 評価結果

### (1) 各政策の総合評価

政策評価表の政策毎の「総合評価」の結果は、次のとおりです。

政策番号	政策名	総合評価
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	一部未達成
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	概ね達成
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります	概ね達成
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	未達成
21	人と自然にやさしい地域社会をつくります	達成
22	快適な暮らしの環境をつくります	一部未達成
23	安全に暮らせる社会システムをつくります	一部未達成
31	魅力あふれるまちづくりを進めます	一部未達成
32	都市活動を支える交通網整備を進めます	一部未達成
33	活力ある産業を育成します	一部未達成
41	計画の実現のために	一部未達成

### (2) 各政策の成果とコストの方向性

政策評価表の政策毎の「成果とコストの方向性」の結果は、次のとおりです。

政策番号	政策名	成果	コスト
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	↑向上	↑増加
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	↑向上	↑増加
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります	↑向上	↑増加
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	↑向上	→維持
21	人と自然にやさしい地域社会をつくります	→維持	→維持
22	快適な暮らしの環境をつくります	↑向上	↑増加
23	安全に暮らせる社会システムをつくります	↑向上	→維持
31	魅力あふれるまちづくりを進めます	→維持	↑増加
32	都市活動を支える交通網整備を進めます	↑向上	↑増加
33	活力ある産業を育成します	↑向上	↑増加
41	計画の実現のために	↑向上	↓縮減

## (2) 同一政策内施策優先度評価

各政策について、その政策内施策の優先度判断を行った結果、以下の施策を「重点的に実施する施策」としました。

政策番号	政策名	重点的に実施する施策
11	誰もが健康に暮らせる生涯福祉社会をつくります	健やかに子どもが育つ児童福祉の推進
12	生きがいのある暮らしができる生涯学習社会をつくります	生涯スポーツ・レクリエーションの振興
13	人間性豊かな子どもの育成環境をつくります	生きる力を育てる義務教育の充実
14	個人が尊重しあう多様な市民交流をつくります	個性豊かなコミュニティづくり
21	人と自然にやさしい地域社会をつくります	環境保全の促進
22	快適な暮らしの環境をつくります	うるおいのある河川・水路の整備
23	安全に暮らせる社会システムをつくります	防災対策の強化
31	魅力あふれるまちづくりを進めます	広域交流拠点の整備
32	都市活動を支える交通網整備を進めます	安全でゆとりある道路の整備
33	活力ある産業を育成します	活力ある工業の育成
41	計画の実現のために	効率的で健全な行財政運営の推進